

令和5年第2回臨時会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 5 年 5 月 10 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例の一部を改正する条例）
- 第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第5 同意第2号 教育長の任命について
- 第6 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 第7 議案第35号 四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結について
- 第8 議案第36号 令和5年度四万十町一般会計補正予算（第1号）
- 第9 閉会中の継続調査申出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第9まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（15名）

1 番	水 間 淳 一 君	2 番	橋 本 章 央 君
3 番	中 野 正 延 君	4 番	林 健 三 君
6 番	山 本 大 輔 君	7 番	武 田 秀 義 君
8 番	村 井 眞 菜 君	9 番	緒 方 正 綱 君
10 番	中 屋 康 君	11 番	田 邊 哲 夫 君
12 番	伴ノ内 珠喜 君	13 番	佐 竹 将 典 君
14 番	古 谷 幹 夫 君	15 番	下 元 真 之 君
16 番	味 元 和 義 君		

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠 席 議 員（１名）

５番 堀 本 伸 一 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政 策 監	大 元 学 君	会 計 管 理 者	細 川 理 香 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	池 上 康 一 君	危機管理課長	西 岡 健 二 君
企 画 課 長	川 上 武 史 君	農林水産課長	佐 竹 雅 人 君
にぎわい創出課長	小 笹 義 博 君	税 務 課 長	戸 田 太 郎 君
町 民 課 長	今 西 浩 一 君	建 設 課 長	下 元 敏 博 君
健康福祉課長	国 澤 豪 人 君	高齢者支援課長	三 本 明 子 君
環境水道課長	小 嶋 二 夫 君	教 育 長	山 脇 光 章 君
教 育 次 長	浜 田 章 克 君	生涯学習課長	味 元 伸二郎 君
学校教育課長	長 森 伸 一 君	農業委員会事務局長	清 藤 真 希 君
総務課財政班長	片 岡 丈 明 君	大正・十和診療所事務長	吉 川 耕 司 君
特別養護老人ホーム事務長	三 宮 佳 子 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	北 村 耕 助 君	町民生活課長	林 和 利 君
-----------	-----------	--------	---------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	富 田 努 君	町民生活課長	畦 地 永 生 君
-----------	---------	--------	-----------

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長	岡 英 祐 君	次 長	正 岡 静 江 君
書 記	友 永 龍 二 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 9 時 30 分 開会

○議長（味元和義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまより、令和 5 年第 2 回四万十町議会臨時会を開会します。

町長から、4 月 1 日付けで、令和 5 年度の定期異動による職員の配置替えを行ったので、関係職員に自己紹介をさせたい旨の申し出がっております。

これを許可します。順次自己紹介をお願いします。

建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） 4 月より建設課長となりました下元敏博です。今までは土木係一本でやってきましたが、今後は建築、住宅、国土調査係の面も精進していきたいと思っておりますので、皆さんよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 健康福祉課長国澤豪人君。

○健康福祉課長（国澤豪人君） 4 月 1 日の異動で健康福祉課長を拝命しました国澤豪人です。何卒よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 学校教育課長長森伸一君。

○学校教育課長（長森伸一君） 学校教育課長を拝命しました長森伸一と申します。町内の小・中学校が円滑に運営されるよう努めてまいりますので、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 農業委員会事務局長清藤真希君。

○農業委員会事務局長（清藤真希君） このたび、農業委員会事務局長を拝命した清藤真希と申します。四万十町の農地を守るために精一杯努めたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 大正・十和診療所事務長吉川耕司君。

○大正・十和診療所事務長（吉川耕司君） 4 月 1 日の異動で大正・十和診療所事務長となりました吉川と申します。診療所業務初めてですので、経験不足のところはありますが、地域医療充実のために精一杯頑張りますので、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 大正町民生活課長林和利君。

○大正町民生活課長（林和利君） 4 月 1 日付けの人事異動により、大正地域振興局副局長兼町民生活課長を拝命しました林和利と申します。微力ではありますが、地域住民から信頼される行政運営に努める所存ですので、今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 議会事務局長岡英祐君。

○議会事務局長（岡英祐君） 今回の人事異動で議会事務局長兼ねて監査委員事務局長に任命されました岡英祐と申します。なにぶん不慣れではありますが、精一杯努めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（味元和義君） これで、定期異動による配置替えを行った職員の自己紹介を終わります。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

本日の会議に、5番堀本伸一君から遅刻届があっております。報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、6番山本大輔君及び13番佐竹将典君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、過日の5月8日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長水間淳一君。

○議会運営委員長（水間淳一君） 改めまして、おはようございます。去る5月8日に議会運営委員会を開催しました。会議日程については、本日1日と決定しましたので、よろしくお願い致します。以上です。

○議長（味元和義君） 委員長の会期報告が終わりました。委員長の会期報告は、本日1日であります。

お諮りします。

令和5年第2回臨時会の会期は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、令和5年第2回臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第3承認第1号専決処分の承認を求めることについて（四万

十町税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日付で専決処分に付した、四万十町税条例の一部を改正する条例について、同条第3項の定めるところにより報告するとともに、議会の承認を求めるものです。

今回の条例改正については、地方税法等の一部を改正する法律等の改正が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、四万十町税条例を改正する必要が生じたものです。

主な改正内容については、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の適用期間を3年間延長します。

また、軽自動車税種別割のグリーン化特例について、特例の期限を3年間延長する改正となります。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、承認第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

承認第1号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、承認第1号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第4承認第2号専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日付で専決処分に付した、四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、同条第3項の定めるところにより報告するとともに、議会の承認を求めるものです。

今回の条例改正については、地方税法等の一部を改正する法律等の改正が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、四万十町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたもので、主な改正内容については、字句の修正等を行うものです。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、承認第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第2号専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

承認第2号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、承認第2号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

暫時休憩します。

午前9時41分 休憩

午前9時42分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第5同意第2号教育長の任命についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 同意第2号、教育長の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案については、現教育長の山脇光章氏の任期が、令和5年5月11日をもって満了することに伴い、同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

山脇氏は、四万十町香月が丘にお住いで、年齢は58歳。資料に記載しておりますとおり、令和2年に教育長に就任するまでは、長きにわたり本町に奉職してこられました。

奉職期間中には、総務課財政班長、政策監兼人材育成推進室室長、政策監兼人材育成推進センター所長など、重要なポストを歴任され、本町の行政全般にわたっての知識を有しております。教育長就任後には、その知識を活かし、「四万十町教育振興基本計画」に基づき、教育行政を着実に推進してこられました。

また、氏の人柄は、温厚誠実であり、教育長として最適任者であると確信するものです。

ご審議のうえ、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番村井眞菜君。

○8 番（村井眞菜君） お伺いします。教育長の山脇氏には本当に今まで教育のことに携わっていただきながら、子ども達の幸せを大事にしてくださったと感謝しています。任命にあたって、経歴の部分が基本的には行政でキャリアを積んでこられた方ということで、教育委員会は首長とは独立した機関ですので、より専門的な教育の知識や、子どもの幸せについて考えていくことが重要だと考えているんですが、その辺はどのように考えて選考されたのかお伺いします。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 教育長の任命に対する私の考え方でよろしいでしょうか。確かに経歴等については、財政班長や人材育成推進センター長といった重要なポストについておりましたが、議員もご承知のとおり、総合教育会議で執行部と教育長、教育委員と共に合同協議しながらという状況になっております。そういった意味では、山脇氏は本当に前向きにさまざまな部分で、いろいろな識見を有しており、前向きで勉強熱心なところもあります。そういった意味では、必ず我々の期待に応えていただける人材だということで、今回は専任したいという提案です。二期目ですので、今後この任期が特に大事な部分になると思いますので、議員の皆さん方からのより一層のご指導、ご支援をいただきながら、しっかり責任を果たしていただけると期待しておりますので、どうかその辺を含めてご理解いただければと思います。

○議長（味元和義君） 8 番村井眞菜君。

○8 番（村井眞菜君） 行政の今までキャリアを積んでこられたところを、大きく評価していることと、勉強熱心で教育のことも前向きに学んでいっているということで、二期目にも活躍していただきたいという思いがあることを、今お伺いできたなと思っているんですが。民間から抜擢するという方向性はなかったのか、お伺いしたいなと思っていて、今後、統廃合のことなど、地域の課題としても考えていかないといけない中で、より多様な意見を吸い上げていく必要があると思っています。そんな中で、やはり行政経験だけではなく、民間の経験があることは非常に重要なことじゃないかなと思っていて、その辺の検討についてお伺いします。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） この任期満了に伴って、新たな選任をする段階では、そういったところを考えたことがあります。ただ教育委員会そのものについては、やはり合議制といいますか、組織の中で動いておりますので、単に教育長の裁量ですべてできるものではありません。そういった意味では、教育委員会組織の中でしっかり協議して、方向性を決めていただくと。さらには今後いろいろな場面で、住民の皆さん方の意見を聞く機会をつくっていただくことを私からも申し入れて、その上で、総合教育会議での議論も、しっかりしようと思っております。選考過程では民間の意識を取り入れるといったこともありましたけれども、結果的には二期目をお願いすることになり、民間で見当たらなかったということはないですけれども、やはりその選任にはいたらなかったのが、現状どおりですが、そのへんはご理解いただければと思います。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより、同意第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第2号教育長の任命についてを採決します。

四万十町香月が丘、山脇光章君を教育長に任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、山脇光章君の任命について、同意することは可決されました。

暫時休憩します。

午前9時49分 休憩

午前9時55分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第6 同意第3号教育委員の任命についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 同意第3号、教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案については、現教育委員会委員の坂本維子氏の任期が、令和5年5月11日をもって満了することに伴い、新たな委員として西谷史氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

西谷氏は、四万十町仁井田にお住いで、年齢は56歳でして、主な経歴については資料にも記載しておりますが、長きにわたり保育士として教育現場で活躍してこられ、その人格と識見は、教育委員として最適任者であると確信するものです。

ご審議のうえ、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番村井眞菜君。

○8 番（村井眞菜君） お伺いします。教育委員の任命について、反対するものではありませんが、子育て中の方が現在お一人だけですが、まさにこれからの教育や今の教育を語っていく中で、当事者である保護者が1名だけというのは少ないんじゃないかと私は考えているんですが、その辺の議論はされましたか。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 保護者枠とか、全体的な考え方で選任しておりますけれども、今回の選考の場合は、保育行政に従事していて識見を有した方という、坂本維子氏に代わる人事案件であるのご理解いただけたらと思います。

全体的な人数は、教育長除いて4人ですので、数的な問題でも十分ではないと思いますけれども、学校、あるいは生涯学習それぞれの段階で精通した方を現委員として選任しておりますので、そういった意味では、保護者枠としての増員といいますか、枠的なところで、今回はそういった状況になっておりません。今回の場合は、保育所に精通した方ということで人選しておりますので、ご理解いただけたらと思います。

○議長（味元和義君） 8 番村井眞菜君。

○８番（村井眞菜君） 理解するところです。この４名、そして教育長も含めたりしながら議論を進めていく中で、属性の違う方がいらっしゃるのは非常に重要なことだと思うんですけど。今、まさに教育に携わっている方じゃない方が多いので、しっかりとした活発な議論が行われているのかっていう側面も含めて、そのあたりは検討されたのかどうかお伺いします。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私も教育委員会に出席という立場ではありませんので、詳細については、この場で申し上げられませんが、教育長の報告では色々な部分について様々な視点から議論をいただいております。

今後は総合教育会議の中で教育委員の意見も聞きながら、私達も判断したいですし、またそれに代わる意見も申し上げたいと思いますので、そういった意味ではバランスのとれた教育委員会構成にはなっておると理解しております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより、同意第３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第３号教育委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町仁井田、西谷史君を教育委員会委員に任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、西谷史君の任命について、同意することは可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第７議案第35号四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第35号四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、一般廃棄物の指定ごみ袋を購入するものです。購入に際して、4月25日に4者による指名競争入札に付した結果、辞退3者となり、入札は不調となりました。更改入札が困難であることから株式会社三井高知営業所と、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による見積合わせを行った結果、1,001万6,000円をもって決定しました。

この見積価格に消費税及び地方消費税100万1,600円を加えた、1,101万7,600円をもって売買契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 議案第35号についてお伺いします。この議案は町民から大変不評であったごみ袋を今回、購入するという売買契約です。

契約内容を見ると4者が入札資格者であったわけですが、3者が辞退されて1者のみの入札で、随意契約をしたという内容です。本来は競争入札で競争原理が働くことが前提で、町としても競争入札を取り入れたわけですが、残念ながら3者が辞退された。辞退の内容はよく分かりませんが、お聞きしたいのは、辞退された3者がすべて県内業者かどうか。辞退されたのがすべて県内業者と仮定すれば、こういう場合、県外に広げることは出来ないものかと思うわけですが、その点についてと。

今回、新たに指定ごみ袋可燃大小为605,000枚、資源ごみ袋が大小合わせて90,000枚、695,000枚を契約する内容ですが、現在の破けやすいごみ袋の在庫が今、どれくらい手元にあるのかという問題ですね。結構あるんじゃないかと推測します。今後、在庫として抱えたこのごみ袋をどうするのかという問題が残るわけですね。当然、税金を投入して買っていますので、活用方法も考えるべきではないかと私は思うわけですが、その点についてお伺いします。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） 私からは今回の指名業者についてお答えします。

指名4者でして、1者は町内で、2者は町外の高知県内。1者は徳島県ということで、実質的には四国内という範囲に広げての指名。これまでもそうですけれども、指名願いが出てきているところで審査した結果、4者ということで、これまでも行っているところです。以上です。

○議長（味元和義君） 環境水道課長小嶋二夫君。

○環境水道課長（小嶋二夫君） 私からはごみ袋の切り替え時期についてお答えします。

今年度のごみ袋の仕様は国内製造品にしております。これはウクライナ情勢と世界的な情勢による材料の調達や製造、納品の遅れの不安があり、国内製造品にしたところです。

また、本町と同様に国内製造品に変更した市町村が多くあります。国内メーカーに発注が集中していると聞いておりますので、今後の納品の状況を把握するとともに、ごみ袋の納品後には在庫枚数の確認や調整を行ない、順次切り替えていきたいと思っております。以上です。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 答弁いただいたわけですが、理解できないところもありますので、再度質問します。総務課長からは四国内の業者ということでした。前回もお聞きすると、随意契約、九十九点何%、今回も100%で競争原理が働かないのが2回続いていると思うんです。違うか。基本的には100%近い落札ですね2回とも。競争が本当にそれでいいのかどうなのか、内部で、今後の購入時期には充分考えてほしいなという点。

在庫の件、あるのは事実だと思うんですね。およそでいいですよ。今後の活用法を聞いたわけですね。当面、それを売っていかないかんで、現在どれだけあるか分からないにしても、かなりの個数があるんじゃないかという単なる推測です。およそどれぐらいあって、今後、その不要なごみ袋、変わったら恐らく欲しい人はおらんと。同じ金額であればね、破けやすいごみ袋を買う人はほとんどいないと思うんですよ。税金を無駄遣いしちゃいかんわけで活用も考えていかなきゃと思うんですよ。その点、どうするか聞いたわけですよ、恐らくかなりの数が残っていきませんかという私の邪推です。それをどうするかという点についてをお伺いしたい。

○議長（味元和義君） 環境水道課長小嶋二夫君。

○環境水道課長（小嶋二夫君） ごみ袋の切り替えの時期については、例年ですと11月ぐ

らいになります。それまではごみの減量化、環境問題にご理解いただきながら、今のごみ袋をご利用いただきたいと考えております。新しいごみ袋が入荷次第、順次、調整して切り替えていきたいと考えております。以上です。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君）11月が切り替え時期だというのは分かりました。今度のこの契約されたごみ袋がいつ入荷するか定かじゃないかもしれん、一回目の答弁であったように。しかし、今のゴミ袋が残っていませんかという質問です、私が言うのは。だからおよそ今の段階で、どれくらいの不要のゴミ袋が残っているのかという点。アバウトでえいので、約よ。切り替え時期以降にも完売することはないと思う。11月までには必ず切り替えていくがやる。およその購入時期も分からないのか。そこらへん不明な点はあるかもしれないけれども、残っていくごみ袋、委託先で軽い破れやすいごみ袋と、同時に新しいのと並べられたら、今のを買う人はおらんと思います。じゃあ残っていく今のごみ袋を町してはどういう取り扱いをするかという問題ですよ。確かに四万十川の一斉清掃では使えますよね。在庫をできるだけはかさないかんがですよ。そのままどっかに置いたらいいかんがでしょ。その方法をどう考えるかを、私は一回目からずっと聞いていますが、担当課長からはその点の答弁が一切無い。最後ですので、しっかりと答弁ください。

○議長（味元和義君） 環境水道課長小嶋二夫君。

○環境水道課長（小嶋二夫君） 現在のごみ袋、先ほどの11月ですが、今の在庫は、だいたい3か月分から4か月分、余分を見て準備しております。これは非常事態とか日々の住民生活に密接している用品ですので、切らさないようにと配慮しています。例年でしたら4月下旬ぐらいに新しいごみ袋、第1回分が納品の予定となります。ただ、世界情勢等ありますので、どのぐらいの量が入っているか確定しておりません。今使っているごみ袋を先に出荷して、ある程度の出荷調整が出来た段階で、新しいごみ袋に順次切り替えていきたいと考えておりますが、その時期が11月ぐらいかなと推測しております。以上です。

○議長（味元和義君） 9番緒方正綱君。

○9番（緒方正綱君） この売買契約締結の前に、入札記録をいただいているわけですが、先ほど田辺議員の質疑のとおり4者の指名で3者が辞退して、1者だけだったので入札には至らなかった。その結果、不調ということで、売買契約に至っております。予定価格を事前公表ということで、予定価格が税込みで1,101万7,600円。1者だけなので、随意契約に入っていくわけですが、その中で、少しでも価格を下げる作業がされたのかどうか

という点と。これからの入札制度の中で、電子入札を考えていけば、どの業者が指名業者なのか分からないはずです。今、1者残った業者が満額で契約をしようとしています、電子入札という方法を取れば、そこらへんの競争原理が働くのではないのかと思いますが、その点についてお伺いします。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） 結果的に札入れに至らなかったと、議員のご指摘のとおりで、残った1者とどういう交渉するかになりますけれども、実際、見積もり合わせをして値引き交渉自体は行っております。その結果、予定価格と同じ額ですけれども、規則上は問題ないところです。

それから、入札制度自体の目的はですね、できるだけ安く、できるだけ良い物という目的はあります。過去のごみ袋関係の落札率を見ますと、端数は削りますけれども、令和2年は63%、令和3年が97%、令和4年が99%で、これだけ見ると必ずしも競争原理が働いていないことにもならないのかもしれませんが。ここは慎重にこの状況を見ながら、今後の入札方法については検討する必要があると思います。

電子入札については、あと2年ぐらい猶予がありますけれども、制度としては入れていく予定です。他にもプロポーザルであるとか、入札方法はさまざまありますので、本来の目的を満たすように慎重に検討していきたいと思います。以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

15番下元真之君。

○15番（下元真之君） 先ほどの11番議員の関連質問になりますけれども、ごみ袋の切り替え時期について説明がありました。ごみ袋の委託先といいますか、店舗が持っている在庫の交換はどうするのかという意味の質問かなと思います。ごみ袋は毎日使いますんで、頻繁にごみ袋を買いに来られますけれども、良い品と破れやすい品があったら、良い方を買いたいの買い手の心理なわけで、それは委託先である店舗も同じですよ。両方のものが流通していくと、破れやすい方から在庫は処分していきたいんですけども、できれば良い方を客に渡してやりたい。その在庫の分は、委託先が抱えなければいけないのかという趣旨の質問だったかなと思うんです。小さいお店だったら、少ない在庫だと思いますけれども、まちなかとか利用者が多いところは、たくさんの在庫を持っているんじゃないかと思うんで、その切り替えをどうするのかという質問だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（味元和義君） 環境水道課長小嶋二夫君。

○環境水道課長（小嶋二夫君） 約65カ所の店舗で、販売していただいておりますが、この店舗にある在庫について、今までのものから販売していただいて、新しいゴミ袋はいったん町に入庫しますが、出荷調整といいますか、まず在庫の古い方から店舗には出して引き続きしばらくの間、申し訳ありませんが、ごみの減量化、地球温暖化のCO2の削減にご協力いただきたいと考えております。以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより、議案第35号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号四万十町指定ゴミ袋の売買契約の締結についてを採決します。

議案第35号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第8 議案第36号令和5年度四万十町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第36号令和5年度四万十町一般会計補正予算第1号について、提案理由のご説明を申し上げます。

今般、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、3月22日に開催された政府の第8回物価・賃金・生活総合対策本部において、児童扶養手当受給者等の低所得のひとり親世帯やその他の住民税均等割が非課税の子育て世帯等に対し、児童一人当たり5万円の特別給付金を支

給することが決定され、そのための予備費の支出が3月28日に閣議決定されたところで
す。

今回の補正予算については、この特別給付金を対象世帯に速やかに給付するため、予算
措置を講じるものです。

また、令和3年度から令和4年度にかけて実施した、住民税非課税世帯等に対する臨時
特別給付金について、1世帯当たり10万円の給付金を合計3,381世帯に支給し、事業完了
に伴い事業費を精算した結果、国に交付金を返還する必要が生じたので、併せて予算
計上したものです。

それでは、歳出予算の内容について、ご説明を申し上げます。

3款『民生費』の社会福祉費では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費
の精算に伴う国庫支出金の返還金167万5千円を追加計上しております。

次に児童福祉費では、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金1,000万円のほか、シス
テム整備委託料など給付に係る事務費として232万5千円を追加計上しております。

また、これを賄う歳入としては、第1表の歳入に記載のとおり、国庫支出金1,232万5千
円となっており、なお不足する財源については、普通交付税の留保分に対応することとし
ています。

以上の結果、今回の補正額は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それ
ぞれ1,400万円の追加補正となり、累計予算額は、歳入歳出それぞれ208億6,900万円とな
っております。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 議案第36号について質問してみたいと思うわけですが。

町長から提案がありました。町長、今朝、読書の広場お読みになりましたか。政治家と
政治屋と、官房長官のことを捉えて声がありましたけれども、なるほどなと私は思いまし
た。それは別として、できるだけ正面をみて質問したいと思いますが。今回、国が予備費
を使って、子育て世帯、いわゆる低所得者の子どもをお持ちの世帯に対して、一人当たり
5万円を給付しようという補正予算の内容です。町長、国の予備費を使った低所得者に対

する給付の今回の考え方、まずどう思ってお聞きしたいと思うんです。確かにここ3年新型コロナウイルス感染症によって、さまざまな影響が国民全体にありました。特に低所得者にとっては物価高も併せて、電気料金、石油製品の値上がりによって、大変生活が苦しくなった。実際、私自身も実感しています。そういった中で、今回、国はいわゆる低所得の子育て世帯に対して5万円を支給しようという内容ですが、ここに書いていますように二つの支給対象の方がおられますね。低所得のひとり親世帯。内容は、児童扶養手当受給者等となっていますね、「等」です。もう一つは低所得の子育て世帯、いわゆる児童扶養手当受給者等以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯に対して支給しようという内容です。お聞きしたいのは児童扶養手当受給者「等」になっていますね。「等」というのは、他にどういう場合を国は入れておられるのか。多分、他にもあるから「等」を入れたと思うんですね。なければ児童扶養手当受給者という形でしたらいいと思うので、他にもこういうケースがあることも入れての「等」じゃないかなと、私の推測です。

もう一つ、分からないのが支給手続きですね。申請が不要の場合と、申請が必要な場合をわざわざ分けて書いています。一つは、令和5年3月分の児童扶養手当受給者について、可能な限り5月までには支給したい、申請は不要。もう一つは、低所得の子育て世帯の中でも、令和4年度の同特別給付金を受給した世帯等に可能な限り速やかに支給する、これも申請不要。しかし次の場合は要するというのがありますね。今、言った二ついずれも、直近で収入が減った世帯等については、可能な限り速やかに支給をしたいけれども、申請をしてもらわなければ、速やかに出さんぞという内容ですね。そうなってくると最初に言った二つには申請はいらん。これはなぜか、推測ですが、既に行政で、児童手当受給者が何人いるか分かっちゃう。また、二つ目の、その他低所得の子育て世帯、住民税均等割が非課税の世帯も町には分かっちゃう。だから申請がいらんことは私も分かります。しかし、直近で収入が減ったと。これは令和4年度の申告は終わっていますが、まだ確定してないので個人が申請してくれにや分からんということだと私は思うわけですが。しかし、①②の対象者は恐らく既に申告もしているし、行政内部で調べることはできると思う。そしたらこれも申請せずにできないかなと思いました。というのは、収入が減ったというのは、令和3年度、4年度の申告が100円でも1,000円でも減ったら構わないのかという思いもあります。何と比較して減ったかですよ。恐らく令和3年度と4年度の差じゃないかなと、この文章を読んで私は思ったんですね。

そしたら、八千数百世帯の中でも、この①②に該当する世帯は分かっていると思うんで

すよ。そこを調べたら、直近で減したかどうか役場で分かるわけでしょ。大変な仕事かもしれないが、そうしてあげた方がいいかなと外部から見たらそう思います。直近の収入が減ったかどうか、共働きされている世帯は分らんかもしれない。収入が減った人には早く出してあげたいという気持ちはありがたいと思うんですよ。申請が必要ですよということでもいいのか、答弁をお願いします。

予算資料25ページ、説明欄に対象児童がありますね。18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（令和6年2月29日までに生まれた児童を含む。）と、生まれたと過去形になっています。来年2月29日までに生まれた児童でも対応しますってことは令和5年度ぎりぎりまで、予算は持っておくということでもいいのかお答えください。

○議長（味元和義君） 町民課長今西浩一君。

○町民課長（今西浩一君） 最初の町の考えについては、私からはお答えできませんので、二つ目以降のご質問についてお答えします。

まず、今回の低所得の子育て世帯に対する特別給付金ですけれども、予備費で対応されたということは、極力速やかに支給をするという大原則のもとに予備費で支出が決定されたと理解しております。その時点で、国の方で速やかに支給するためには、低所得の子育て世帯の定義をどうすればいいかということで、こういった草案が出てきたと考えております。それについて、①低所得のひとり親世帯は児童扶養手当の受給者として、これは一定所得要件がありますが、所得が基準より低いひとり親世帯に対して支給されるもので、本町の場合には支給主体が高知県となります。この3月に支給された世帯に対して支給しますので、要件問わず自動的に支給する流れになっております。

もう一つ、それ以外の低所得の子育て世帯、これ全般的に、とにかく原則18歳までの子どもを養育しておられる世帯が対象ですが、その中で低所得ということです。今、最速で低所得を判断できる公的な要素は、昨年度の住民税均等割非課税の子育て世帯というのが、現状ではデータとしてありますので、速やかに支給する為にはそれを持って支給要件としております。今回の特別給付金については、令和4年度の住民税非課税世帯で、順番が前後しますが、この低所得の子育て世帯の給付金は、令和3年度、令和4年度と、今回が3回目になります。つまり令和4年度の住民税非課税世帯の子育て世帯は、昨年度も特別給付金を受給していますので、町で把握しておりますし、すぐにでも支給ができる、準備が整った状況にはあります。ただ、大枠として低所得の子育て世帯の対象者は、県の支給が決定しないと、それを除いた世帯に対して町が支給するので、県の支給を待つてとい

う流れになります。

それで、ご質問の①②にある「等」ですが、基本的には、低所得の子育て世帯、児童扶養手当受給者と、それ以外の昨年、給付金を受給した世帯なんですが、それ以外にも当然、直近で収入が減少して生活が苦しい世帯を拾うために、具体的には令和5年1月以降です。この1月以降の収入が減少した世帯については、税務課でも情報を持ち合わせておりませんので、こちらの方は申請によって、非課税に相当する低所得かどうかの要件を確認します。要件の確認方法は、これまでと基本的には大きく変わっておりません。1か月当たりの収入額をベースに年収に換算して、非課税相当になるかどうかの判断をしますので、そういった意味で、「等」には収入が減少した世帯が含まれるということです。

最後に、これから生まれてくる子どもも当然、この給付金の対象になりますので、給付金の事業自体の精算は年度開けてからとなってきます。以上です。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 国の財源、特に予備費等の執行状況について、どういう考え方を持っているかですけれども。この議案については、国の交付金を活用して直ちに給付したい、なるべく喫緊に供給したいということですので、私の立場で同じ行政機関として言うべき立場にないと感じておりますので、この場での回答はご容赦願いたいと思います。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 町長、私が聞きたいのはそういうことじゃなくて、国は予備費を使って、全国の自治体に支給せよとなったわけですが、そのことをとやかく言っているのではなくて、国は子育て世帯が大変厳しい状況にあるということで、予備費を活用して支援しようと考えたわけです。そのことを否定するつもりはありませんが、四万十町の住民で苦しいのは子育て世帯だけじゃないんじゃないかという私の問いかけです。他にも年金生活の方々、本当に厳しいと思うんです。そこに対する支援を町として、独自に考えなかったのかという質問で、町長の考えを聞いただけです。予備費を使うことの是非を聞いたつもりはありません。

それと、まだ十分納得できんのは、要するに去年度の実績ながですね。令和4年度の児童扶養手当受給者を対象にしゅうがでしょうね、この文章では。ひょっとしたら、その児童扶養手当受給者が、急に去年仕事があって収入が増えて、令和5年度は低所得者に該当せんなるケースも考えられるかなと。対象年限が分からんがです。担当課長は3月まで、県には児童扶養手当受給者が分かっていると。だから3月でもらっている人は今回の対象

者だという言い方でしたね。そしたら、令和4年度の児童扶養手当受給者が対象者となりますね。②もそうでしょうね、去年度の住民税均等割が非課税の子育て世帯については対象だと。令和5年度は違うという見方になるんじゃないですかね。そしたら、直近で収入が減じた世帯とは、何年度を対象にしているんですか。令和4年度の申告をした世帯で、収入が減った人は申請しなさいよなんですかという、私の単純な質問です。申請が必要な直近とは、令和4年度のことですか。比較が分からないので、どこを境にして減ったというのか。その点をお答えください。

○議長（味元和義君） 町民課長今西浩一君。

○町民課長（今西浩一君） ①②ともに令和4年度とご質問いただきましたが、①のひとり親世帯は、令和5年3月分の児童扶養手当を受給されておる世帯です。こちらは基準以下の収入が確定していますので、令和4年度課税を根拠にしたものではないということです。

直近で収入が減じた世帯ですが、繰り返しの答弁になってしまいますけれども、令和5年1月以降に家計が急変した世帯で、課税年度でいうと令和6年度の住民税の課税対象になります。何と比較して減少したかについては、比較というよりは、任意の1か月の収入を年収に換算した時に、非課税相当になるかどうかで判断します。以上です。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 予備費の執行状況と勘違いしておりました。改めて、町としては一般財源で支援することが必要じゃないかというご指摘がありました。これまでも、交付金をなるだけ活用して、全国民に対しての給付もありましたが、一つの財源として四万十町においても、そういった給付をやってきました。先だって承認いただいた物価高による生活支援ということで、1人あたり3万円の商品券の交付には町の財源を充当しております。

必要な時期には必要な手当てをするのは、基本的に執行部でも共有しておりますので、今後、そういったことが発生した時には、基金を使ってでもしっかり手当てしていく考え方を持っております。そういった意味では情報もいただき、我々も精一杯いろんなところで情報を得ておりますけれども、もしそういった状況が発生すれば、また、議員からもご提案いただいて協議し、執行していきたいと考えておりますので、今後とも引き続きよろしくをお願いします。

○議長（味元和義君） 質疑は簡潔にお願いします。あまりにも長くて私が聞いておって

も、苦勞して答弁しておりますので、予算に対しての質疑を簡潔にお願いします。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 指摘されますけれども、議長、私、そんなに脇道それていると思いませんよ。この説明書に基づいた質問です。その点は、あまり執行部の肩を持たないようにしてください。

それでは最後の質問ですが、私、まだ理解できません。児童扶養手当受給者とは、毎年度変わっているかなと私は思うわけですが、恐らく一度受給になったら子どもが成長するまでもらえるのではないと思うんです。県も、毎年度の収入を見ながら、この人は、ひとり親世帯で児童扶養手当を支給すべきだと。②の場合にしても、申告によって、今年は支援しちゃらないかん形になるのではないかと私は思うんですよ。担当課長は令和5年3月に受給資格がある人は今回の対象者になる。それは分かりました。というのは、令和4年度のことでしょうね、受給の対象者は。私の認識ですよ。そこが分かりませんので聞くわけですよ。あくまでも一度もらった児童扶養手当は、子どもが18歳になるまでずっともらえるのかどうなのか、その点ははっきりと答えてください。

それと直近の収入が減ったというのは、令和5年1月以降、これも減ったというのは何をもって減ったか分かりませんですよ。じゃあ、令和4年12月の収入より令和5年1月の収入が1万円少なかった。これも対象なのか、そこらの基準がはっきりしないと申請できないと思うんですよ。個人の考え方によって、基準がはっきりしないなら、いちいち聞かないかんがでしょうね。基準を明確にしとかないかと最近思うことがあるがですよ。町民には非常に分かりにくいことがいっぱいあるので、今回は特に5万円は大きいので、すぐにもらいたい人もおるんですよ。だから、できるだけ申請が必要ない形にしてほしいなという思いで質問しました。最後になりましたが、担当課長、私に分かるような答弁をしっかりとよろしく。

○議長（味元和義君） 町民課長今西浩一君。

○町民課長（今西浩一君） 質問のあった対象世帯が毎年度変わるという認識で良いかどうかは、当然、前年度の収入に基づいて判定されますので、毎年度変わってきます。

児童扶養手当は奇数月に支給されており、こちらは前年の所得に基づいて判断されています。具体的には2人世帯ですと、年収が160万円以下であれば全部支給。365万円以下であれば、一部支給という形になります。子どもの人数によっても、若干変わります。

それから、基本的に特別給付金について、①②で、直近で収入が減少した世帯以外は、

支給対象者が確定しておりますので、その方には自動的に給付するので、申請等の手続きは不要です。対象者はそのまま待っていただいて構いませんので、そこはご安心ください。収入が減少した世帯漏れがないように、できるだけ分かりやすくというご質問だったかと思いますが、一定基準は、1万円、2万円減ったというのは、そもそも非課税相当かどうかで判断されますし、2人世帯とか、3人世帯、4人世帯ではどうかは世帯の状況によって、ラインが変わってきます。ですので、一律というのは難しいですけれども、例えば何人世帯であれば、年収相当で何万円ぐらいより下回っていれば、非課税になる可能性がありますよというアナウンスは町でもやってはいけると思いますので、一定そういったものを参考に判断して、非課税相当になるかどうかを比べていただくということ。毎年度住民税の通知書等が送られてきていると思いますが、そちらで課税になっている方が、収入が減って一番少ないときの、1月以降の月収を12倍した時に、あてはまるのかどうかを見比べて、なりそうだなという時は、お気軽に町民課へ問い合わせいただければ、回答したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより、議案第36号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号令和5年度四万十町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第36号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第9閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から提出されました、お手元に配布しております申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から提出されました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することに決定しました。

さきほど、5番堀本伸一君より会議の欠席の連絡ありましたので、遅刻届を取り消し欠席としたことを報告します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和5年第2回四万十町議会臨時会を閉会します。

午前10時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

四万十町議会議長

令和 年 月 日

四万十町議会議員

令和 年 月 日

四万十町議会議員